

いの町農業委員会議事録

日 時 令和4年2月28日（月） 14時00分～15時20分
場 所 いの町役場1階 いのホール

出席委員 10名

1	北川 善雄	出		尾崎 博達	—
2	井上 繁利	出		森田 弘志	—
3	筒井 延代	出		小松 保喜	—
4	尾崎 一章	出		山中 久光	—
5	大原 美智子	欠		氏原 憲明	—
6	和田 光正	出		西野内 國廣	—
7	池澤 秀幸	出		日野 直宏	—
8	森田 健一	出		中岡 弘明	—
9	水田 亮	出		山本 武巧	出
10	刈谷 真幸	出		水田 博章	—
11	伊東 豊江	出		山岡 孝志	—

農業委員会事務局 3名

本川分室	石川 晃
吾北分室	公文 奏瑠
書記	大川 智史

議 題

第7号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について

第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第10号議案 非農地証明願について

第11号議案 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について

第12号議案 高知県農業振興地域整備基本方針の変更について

《開会の挨拶》

議 長 今月は、新型コロナウイルス感染症の特別警戒中となっておりますので推進委員さんは欠席となっております。案件の説明は事務局から行います。第7号議案いの町農用地利用集積計画に対する諮問についてについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。受付7について関係委員の発言を求めます。

大 川 事務局のほうから説明させていただきます。

受付117-1については2月24日に中岡委員と現地を確認しました。場所はJR波川駅の北側にある県道沿いの農地です。申出者は波川にお住まいの方で、以前、相続税の納税猶予の証明を受けられた方です。お祖父さんの土地を受け継いで営農されとのこと。資料の写真にある通り葡萄の棚を順番にされている途中のようでした。他の農地でも葡萄を作っている方ですので特に問題はないと聞いております。

受付117-2については、同じくJR波川駅の北側にある県道沿いの農地です。いくつかの農地のうち一筆のみが計画に上げられていますが資料にある通り実際は広い一枚の畑です。申出者が畑の地番が分かれていることを知らなかったようで、また来月に残りの農地も利用権を設定するとのことでした。この畑自体は申出者の叔父さんが借りて耕作していたそうですが体を悪くされたそうで代わりに甥である申出者が引き継いで耕作するとお聞きしております。聞き取った範囲では人を雇って生姜を作られているようなので問題ないかと思われます。受付117-3も同じ方で、場所は大内の南ノ谷の奥に入ったところにある農地です。既に耕作の準備をされているようでした。また免許センターの北側の耕作道を上がった場所にも借りる農地があります。阿妙寺谷という場所だけ草刈りができていなかったようですが他のところを見る限り順次草刈りを行っていくのではないかと思います。

受付117-4については、場所は、枝川の高速道路の東側で高知市との境付近にある土地です。担当委員は水田委員ですが現地を知っているとのこと確認までは行いませんでした。特に問題はないとのこと。地目自体は山林で山を切り開いて農地にしているようです。

受付117-5については、場所は針木へ行く県道の左手にある山手の一角です。申出者とは現地でもお会いして話をしました。八田にお住まいで息子さんが建設業者に勤められているそうです。申出地は元々耕作放棄地でしたが重機を使って写真のように開墾されたようです。息子さんと一緒に営農していくとのことでしたので特に問題はないとお聞きしております。

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申をいたしたいと思います。続きまして第8号議案農地法第3条の規定による許可申請についてですが、受付35・

36につきましては保留します。受付43について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議長 事務局の説明が終わりました。受付43について関係委員の発言を求めます。

大川 事務局のほうから説明させていただきます。

2月24日に山本委員と一緒に現地を確認しました。八天大橋から天王へ抜ける県道がありますが、その北西にある山際の農地です。利用権設定の議案でもお話しした通り息子さんと一緒に経営されるそうですので特に問題はないとのことでした。

議長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで許可することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしということで許可したいと思います。

続く第9号議案農地法第5条の規定による許可申請につきましては全て保留にします。第10号議案非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

大川 事務局のほうから説明させていただきます。受付19については24日に山岡委員と一緒に現地を確認しました。場所は枝川の免許センターの北側にある町道のすぐ傍にある住宅です。写真の奥にある住宅の手前に見える敷地が申請地になります。農地と呼べるような現況ではありませんし、場所も市街化区域内にありますので問題ないとお聞きしております。

受付20については24日山本委員と現地を確認しました。現地は竹林になっておりまして一部竹を切っているところもあるようですが境界がはっきりしないようです。10年前から山林になっているようで、航空写真を見てもそれは確認できますので非農地とすることに問題はないと伺っております。

議長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで証明することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしということで非農地として証明したいと思います。

続きまして第11号議案農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら専決処分ですのでこれで終わりたいと思います。

続きまして第12号議案高知県農業振興地域整備基本方針の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで答申することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしということで答申をいたしたいと思います。
続きまして事務局から報告があります。

大川 令和3年12月定例会で諮った第57号議案農地法第5条の規定による許可申請について、高知県農業委員会ネットワークに諮問したところ面積が過大であるとの指摘を受けましたので、申請者の方にお話をし、面積を減らして貰うことになりました。元々228㎡を駐車場に転用する予定でしたが130㎡に計画を変更しております。

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたらこれで終わりたいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 5 年 3 月 29 日

会長

北川 善雄

署名委員

刈谷 真幸

署名委員

伊東 豊弘